

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和5年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	福祉医療(田原本町子ども医療費助成条例、同施行規則、田原本町心身障害者医療費助成条例、同施行規則、田原本町ひとり親家庭等医療費助成条例、同施行規則、田原本町重度心身障害老人等医療費助成要綱、田原本町福祉医療費資金貸付要綱、田原本町母子保健法に基づく措置に関する規則)に基づき医療費助成等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に使用する。 ①助成対象者の資格審査、世帯情報や異動の確認、更新や資格証発行等の資格管理 ②医療費助成金の給付 ③貸付の審査、医療費一部負担金の貸付、福祉医療助成金との相殺 ④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺 ⑤公金受取口座への助成金等の振込 ⑥資格認定に必要な所得情報等の照会に関する事務
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、住民、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第49号 番号法第9条第2項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一第1,2,3,4,5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第16号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2096

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	後期高齢者医療係	福祉・高齢医療係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	植田 知孝	笹岡 吉久	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民保険課長 笹岡 吉久	住民保険課長	事後	更新
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	更新
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日	令和1年6月1日	事後	更新
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日	令和1年6月1日	事後	更新
令和1年6月1日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年7月1日	事後	更新
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年7月1日	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第16号	事後	更新
令和3年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号の変更による
令和3年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	更新
令和3年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年6月1日	事後	更新
令和3年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年6月1日	事後	更新
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民福祉部住民保険課 住民保険課長	健康福祉部保険医療課 保険医療課長	事後	機構改革による
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 住民保険課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺	④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺 ⑤公金受取口座への助成金等の振込 ⑥資格認定に必要な所得情報等の照会に関する事務	事前	事務手続きの追加
令和5年6月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新
令和5年6月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新